

一般乗用旅客自動車供給業務の契約者の募集公告

平成19年度、国土交通省近畿地方整備局が予定している一般乗用旅客自動車供給業務契約において、契約締結を希望するタクシー事業者（協同組合又は会社）を募集します。

契約に必要な内容について説明会を開催しますので、下記の供給業務に関する条件を満たす契約希望者は説明会に参加願います。

記

- 1 契約内容 一般乗用旅客自動車供給業務契約
- 2 契約締結に必要とする供給業務に関する条件
 - (1) 車両保有台数 協同組合又は会社で大阪府内1,000台以上
 - (2) 配車待時間 15分以内で近畿地方整備局（大阪合同庁舎第1号館）に配車できること。
 - (3) 無線サービスがあること。
 - (4) 事業者から交付されるタクシーチケットによる乗車であること。
 - (5) 事務取扱手数料が発注者に掛からないこと。
 - (6) 平成18年度において国の機関又は地方公共団体で2機関以上の契約の実績がある者であること。
- 3 説明会の日時及び場所
日時：平成19年2月15日（木）11時00分
場所：〒540-8586
大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
近畿地方整備局 新館3階 総務部補助事業対応室
- 4 供給業務に関する条件の確認のための資料の提出期限及び提出場所
提出期限：平成19年2月20日（火）
提出場所：〒540-8586
大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
近畿地方整備局 契約課 購買係
電話 06-6942-1141（内線2536）
- 5 供給業務に関する条件の確認のための資料
 - ①上記2（1）の車両保有台数一覧表
協同組合については、加盟会社ごとの保有台数の一覧表、会社については、本

社、営業所ごとの一覧表を提出すること。

②上記2（4）のタクシーチケット

事業者が発行するタクシーチケットの写を提出すること。

③上記2（6）の契約の実績

2機関以上の契約書の写しを提出すること。

④提出された資料は返却しない。

6 その他

（1）供給業務に関する条件確認のための資料が契約担当官等の審査の結果採用されなかった場合は、契約希望の応募はなかったものとする。

（2）その他詳細については、説明会にて説明する。

平成19年2月13日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長 布村 明彦